

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第四十八号

縣有種畜種付手数料條例を次のように定める。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有種畜種付手数料條例

第一條 鳥取縣種畜場（以下種畜場という）に飼養する雄畜によつて種付を受けようとする者はこの條例の定めるところにより種付手数料を種畜場に前納しなければならない。

第二條 種付手数料の金額は次のとおりとする。

- 一、和牛 四箇月間四回まで 五〇〇円
- 二、乳牛 六箇月間同 八〇〇円
- 三、豚 二箇月間同 四〇〇円

昭和二十五年八月十八日 金曜日
第二千三百三十五号

本書ノ大キサハ國定ノ格A五判

四、綿羊、山羊 二箇月間三回まで 三〇〇円

第三條 前條の種付手数料は種畜場附屬鳥取縣有畜管農指導所において種付をした場合においてもこれを準用する。

附則

第四條 この條例は公布の日から施行する。

第五條 明治四十一年六月鳥取縣令第十九号縣有種畜種付料規則及び大正十年一月鳥取縣告示第二十一号鳥取縣立種畜場種豚種付料は廢止する。

◇鳥取縣條例第四十九号

昭和二十三年鳥取縣條例第七十二号教育長給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育長給与條例中改正條例

第四條を次のように改める。
第四條 旅費は国家公務員等の旅費に関する法律別表第一号に定める額に四割を加算した額を支給する。但し鉄道賃、船賃は二等賃金とする。支給方法は鳥取縣旅費支給條例を準用する。

附則

この條例は昭和二十五年四月一日よりこれを適用する。

鳥取縣條例第五十号

昭和二十三年鳥取縣條例第七十六号教育委員給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員給与條例中改正條例

「別表」を次の通りに改める。

区分	金額
鉄道賃	二等賃金

船賃	二等賃金
車馬賃	一キロにつき 三円
日当	一六〇円
宿泊料	甲地方 八〇〇円 乙地方 六四〇円
食卓料	一六〇円

附則

この條例は昭和二十五年四月一日からこれを適用する。

規則

鳥取縣規則第五十九号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第五十四号理容師法施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

理容師法施行細則中改正規則

第二十一條中「第二十九條」を「第二十條」に改める
第二十三條中「第三十一條」を「第二十二條」に改める
第二十四條中「第三十三條」を「第二十四條」に改める

第二十八條中「第三十七條」を「第二十八條」に改める
第三十條中「第三十七條」を「第二十八條」に改める

鳥取縣規則第六十号

昭和二十五年六月鳥取縣規則第四十二号鳥取縣會計規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣會計規則中改正規則

第十四條第二項を第三項とし第二項の次に次の一項を加える。

「2、出納長は、前項の規定による各解の予算令達の通知を受けたときは、その解の所屬縣金庫に対し

て予算令達額を予算令達通知書(第六四号の二)により通知しなければならない。

第七十九條第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第一項として次の一項を加える。

「縣金庫は、その解の予算令達残額を超過する案内支

払通知(第十六号)又は支払通知(第十七号)を受理してはならない。」
第二百八條第一項を第二項とし第一項として次の一項を加える。

「縣金庫は、第十四條第二項の規定により出納長より予算令達通知書(第四号の二)を受けたときは、支出簿(第六十四号)の予算令達済通知受領額欄に登記しなければならない。」

附則

この規則は、昭和二十五年九月一日から施行する。

訓令

鳥取縣訓令甲第十七号

各部	長
各所	長
各支	命 令 者
出納	員

01034

昭和二十五年六月鳥取縣訓令甲第九号鳥取縣會計規則に規定する書類及び帳簿の様式の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

様式目次の「第四号予算令達書」の次に「第四号の二予算令達通知書」を加える。

様式第六十四号

支出簿 (縣金庫)

様式第四号の二

昭和 年度予算令達通知書

昭和 年 月 日

何々金庫御中 鳥取縣田部長 閣

解別	摘要	前年度まで令達通知書通知令番号	今回令達通知令番号	今回令達通知令番号	連令高	連令高	連令高
		円	円	円	円	円	円

様式第六十四号を次のように定める。

年月日	摘要	予算令達通知令番号	通知号	通知枚数	現金支払額	予算令達残額	未払未済額
1	令達通知訓令番号	第 1,000,000:00					
1	案内支払通知			20枚	50,000:00	950,000:00	0
1	支払通知			20枚	50,000:00		0
2	支払通知(他金庫払の例)			30枚	150,000:00	800,000:00	
2	支払振替				150,000:00		0

01035

3	支払通知(縣外送金の例)			5枚	200,000:00	600,000:00	
3	爲替振替				200,000:00		0
4	支払通知(自金庫払の送金通知と同し)			5枚	250,000:00	350,000:00	
4	支払通知書			3枚	25,000:00		252,000:00

- 備考
- この帳簿は一般会計と特別会計の二冊を区分し各片牌毎に口座を分ちなす特別会計にあつては款の口座を設け登記し月計累計を附するものとする。
 - 予算令達残額とは予算令達通知受領額より案内支払通知受領額を差引いたものとする。
 - 支払未済額とは案内支払通知受領額より現金支払額を差引いたものとする。

告示

鳥取縣告示第四百十三号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

一 建築主の住所氏名 鳥取市 鳥取縣知事 西尾愛治

- 建築物の位置 米子市角盤町二丁目一四番地
 - 同 用途 米子保健所附属建物
 - 同 構造 木造スレート葺 平家建 二棟
 - 同 規模 建築面積 三九、六平方米 突出する部分三三、〇同
- 一 許可条件
- 一 この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること

- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと

◇鳥取縣告示第四百十四号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 東伯郡泊村大字泊五二六 春 木 秀 雄
- 一 建築物の位置 東伯郡倉吉町宮川町字池田 一四ノ五 一四ノ六
- 一 同 用途 油貯藏所 事務所
- 一 同 構造 木造亜鉛鉄板葺 二階建 二棟

- 一 同 規模 建築面積 六九、四一平方米 突出する部分三五、四 同
- 一 許可条件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと

◇鳥取縣告示第四百十五号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主住所氏名 東伯郡倉吉町大字福吉町

上 文 市

- 一 建築物の位置 東伯郡倉吉町大字福吉町 一一〇三の三
- 一 同 用途 店舗
- 一 同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 五、八三平方米 突出する部分 同
- 一 許可条件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと

ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字宮川町 椿 ひ さ
- 一 建築物の位置 東伯郡倉吉町大字堺町二丁目 二五三ノ三
- 一 同 用途 店舗併用住宅
- 一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 四〇、七〇平方米 突出する部分二七、三〇同
- 一 許可条件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある

◇鳥取縣告示第四百十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次の

01033

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定
めたる事項を守る義務を負うこと
二十五号

◇鳥取縣告示第四百十七号

昭和二十三年五月鳥取縣告示第二二五号による災害救助
法適用基準の一部を次のように改正する。
昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記
基準中「戸数」とあるを「世帯数」に「戸」とあるを
「世帯」に改める。

◇鳥取縣告示第四百十八号

農地对價等滞納者財産差押証票を次のように交付並びに
返納した。
昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番号	交付並返納 年月日	所属庁名	職名	氏名
五	交付 昭和二十 五年八月十五日	鳥取縣庁農 地部農地課	鳥取縣 事務吏員	池田稔夫
四	返納 同	同	同	村上瞭一

◇鳥取縣告示第四百十九号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條
の十二の規定に基き條例の変更を認可した。
昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 氣高郡寶木村
二、條例変更の認可年月日 昭和二十五年八月十四日

◇鳥取縣告示第四百二十号

東伯郡長瀬村大字田後椿定太郎外二十名の者より羽合用
水の改良を縣管土地改良事業で行うべき旨の申請があり、
予備審査のため、指名専門技術者に申請に係る事項を調
査せしめたところ、別紙の通り報告があつた、よつて土

01039

地改良法の規定により公告し、左の通り關係町村役場に
おきて縦覽に供する。
昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覽に供する書類の名称
(一) 予備審査に関する報告書(別紙)
(二) 土地改良事業計画概要書(別冊)
- 二、縦覽の期間
昭和二十五年八月十九日より
同 年九月七日まで 二十日間
- 三、縦覽の場所
上井町、上北條村、中北條村、長瀬村、花見村、淺津
村、橋津村の各役場
- 四、意見の提出について
若し利害關係人において意見ある場合は縦覽期間満了
後十日までに書面をもつて提出すること。

◇鳥取縣告示第四百二十一号
健康保険、船員保険法に基く保険医の指定を次のように
取消した。
昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所 名称	所在地	取消事由	保險医 氏名	取消年月日
耳鼻咽喉	山崎医院	米子市加茂町 二丁目四七	管外 転出	山崎幹夫	昭和二十五年 七月一日

◇鳥取縣告示第四百二十二号

健康保険法、船員保険法に基く保険医に次のような異動
があつた。
昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		異動事由	保險医 氏名	異動年月日
	名称	所在地			
小兒	松川医院	岩美郡小田村 大字院内四二二	診察所* 在地変更	松川隆教	昭和二五、 四、一
	新	氣高郡勝部村			

01040

全 鳥取赤十字病院 鳥取市西町 氣高郡豊実村大字 転勤 溝上一郎 同 五、三
 大桶五〇七ノ一
 全 国立鳥取病院皆生分院 米子市皆生 西伯郡大山村 同 橋口秀吉 同 六、一
 齒 百村齒科医院 鳥取市新品治町一五 鳥取市本町一丁目 診療所々々 百村 浩 同 八、五
 在地変更

◇鳥取縣告示第四百二十三号

健康保険法、船員保険法に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	名 称	所 在 地	保險医氏名	指定年月日
全(内)	大山診療所	西伯郡大山村	井上 薫	昭和二十五年 六月六日
全	豊実村直営診療所	氣高郡豊実村大字大桶五〇七ノ一	谷尾 誠	同 七月六日
内	市立鳥取市民病院	鳥取市古市一	水垣喜四郎	同 七月二十四日
内 全	日野郡日光村直営診療所	日野郡日光村大字大滝	遠藤 壽夫	同 八月一日
内、小兒、産 婦人、耳鼻咽喉	大伊村国民健康保険直営診療所	八頭郡大伊村大字殿一二六八ノ二	山田 秀夫	同 七月二十日
産婦人	錦海療院	米子市西町八六	細田 英明	同
齒	中路齒科医院	八頭郡若櫻町若櫻一八〇	伊藤 光藏	同 八月二十日

01041

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第十八号

鳥取縣公立学校教員並に事務職員任用審査を次のように行う

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣教育委員會

一、日時、場所

昭和二十五年八月二十二日午前九時—午後五時

鳥取市東町 久松小学校

八頭郡智頭町 智頭小学校

昭和二十五年八月二十三日午前十時—午後五時

氣高郡浜村町 浜村小学校

東伯郡倉吉町 成徳小学校

昭和二十五年八月二十四日午前九時—午後五時

米子市角盤町 義方小学校

日野郡根雨町 根雨小学校

二、受審資格

(1) 旧制の高専以上の學歷資格を有するもの

三、審査内容

(1) 人物審査 教育職員としての適否を審査する

(2) 筆記試験 教育職員としての常識を審査する

出題の範囲は次の通りである

(イ) 一般教養及び教職的教養に関する簡単な試問

(ロ) 教育法規については教育基本法、学校教育法

及び教育公務員特例法から簡単な試問を行うこと

とがある

(3) 身体検査 身体の健康狀況特に結核性疾患につ

いて検査する。当日一齊に縣立保健所で行う

四、提出書類

(1) 志願書

